

議案第102号

組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

条例 別記のとおり

令和5年11月22日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

組織機構の見直しに伴い、関係条例の整備をしたいので、この案を提出するものである。

組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(入間市部設置条例の一部改正)

第1条 入間市部設置条例(昭和51年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民生活部」を「市民生活部
危機管理安全部」に改める。

第2条第3項中第9号及び第10号を削り、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを一項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の一項を加える。

4 危機管理安全部

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 防犯に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。

第3条を削る。

(入間市自転車放置防止条例の一部改正)

第2条 入間市自転車放置防止条例(昭和60年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条中「市民生活部交通防犯課」を「危機管理安全部市民安全課」に改める。

(入間市国民保護協議会条例の一部改正)

第3条 入間市国民保護協議会条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「危機管理課」を「危機管理安全部危機管理課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。